

物件の買入れ等におけるオープンカウンター方式実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、福山市契約規則（昭和41年5月1日 規則第13号）第41条の規定に基づき資産活用課が行う物品の買入れ及び印刷製本に係る製造の請負（以下「物品の買入れ等」という。）の契約手続において、オープンカウンター方式の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、オープンカウンター方式とは、物品の買入れ等に係る随意契約において見積徴取の相手方を特定せず、案件を公開し、一定の資格を有する者から見積書の提出を受け、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって見積りした者と契約を締結する方式をいう。

(対象)

第3条 オープンカウンター方式の対象となる物品の買入れ等に係る契約は、1件の契約に係る予定価格が5万円以上80万円以下（印刷製本等に係る製造の請負については130万円以下）の案件とする。ただし、地方自治法施行令（昭和22年5月3日 政令第16号）第167条の2第1項第2号、第3号、第4号、第5号、第6号及び第7号のいずれに該当する事由がある場合は、この限りではない。

(参加者の資格)

第4条 オープンカウンター方式に参加できる者は、福山市企画財政局財政部資産活用課の競争入札（見積）参加資格の認定を受けたもので、次に掲げる要件（以下「参加資格要件」という。）を満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）167条の4の規定に該当しない者
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者
- (3) 見積り合わせ情報公開の日から見積り合わせ結果公表の日までの間のいずれの日においても、福山市建設工事等指名除外基準要綱（1994年〔平成6年〕11月17日施行）の規定に基づく指名除外又は指名留保措置を受けていない者。
- (4) 本市に納付すべき市税の滞納がない者
- (5) 国に納付すべき消費税及び地方消費税の滞納がない者
- (6) 営業するうえで法令の規定による必要な許可、認可を得ている者

- (7) 代表者又は自社の役員等が、福山市暴力団排除条例（平成24年条例第10号）第2条第2号又は第3号に該当しない者
 - (8) 不渡手形又は不渡小切手を発行して、銀行当座取引を停止された者で、2年を経過しない者
- 2 市長は、前項に定めるもののほか、対象案件ごとに必要な参加資格要件を定めることができる。
- 3 前項の規定により対象案件ごとに参加資格要件を定める場合の地域要件は、福山市物品調達業者名簿における事業所の所在地によるものとし、その定義は次のとおりとする。
- (1) 市内業者・・・福山市内に本店を有する者
 - (2) 準市内業者・・・福山市内に支店、営業所等を有する者
 - (3) 近県業者・・・広島県内又は岡山県内に本店、支店、営業所等を有する者
 - (4) その他・・・・上記のいずれにも該当しない者

(対象案件の公開)

第5条 オープンカウンター方式による案件の公開は、毎週火曜日に資産活用課窓口及び市ホームページへの掲載により行う。ただし、その日が「福山市の休日を定める条例」(平成元年3月29日 条例第29号)第1条に規定する市の休日にあたる場合は、翌開庁日に公開する。公開する案件がない場合は、公開しない。

(質問書の提出等)

第6条 オープンカウンター方式に参加しようとする者は、仕様書等に関して質問がある場合は、質問書を提出することができる。

2 質問書は、案件ごとに定めた質問書提出期限までに持参、ファクシミリ又は電子メールの方法により資産活用課へ提出するものとする。

3 前項の規定により提出された質問への回答は、質問書提出期限の翌開庁日中に資産活用課窓口及び市ホームページに掲載するものとする。

(同等品での見積り)

第7条 仕様を満たす品として参考品を挙げる場合がある。その際、仕様書に同等条件を記載し、この条件を満たすものを同等品と認める。同等品で見積るときは、見積書提出時にカタログ等仕様を確認できる書類等を添付し提出するものとする。

(見積書の提出)

第8条 オープンカウンター方式に参加しようとする者は、案件ごとに定める期間内に持参、郵送、ファクシミリ又は電子メールの方法により資産活用課へ別記様式による見積書を提出しなければならない。

2 提出した見積書は、書き換え、引き換え又は撤回をすることができない。

(見積書の無効)

第9条 次の各号のいずれかに該当する見積書は無効とする。

- (1) 見積りに参加する者に必要な資格のない者が見積りをしたとき。
- (2) 記名押印を欠く見積り
- (3) 金額を訂正した見積り
- (4) 見積りが取り消すことができる無能力者の意思表示であるとき
- (5) 契約担当職員において定めた見積りに関する条件に違反したとき
- (6) 見積者が2以上の見積りをしたとき
- (7) 見積者が連合して見積りをしたとき、その他見積りに際して不正の行為があったとき
- (8) 必要事項を確認できない見積り
- (9) その他特に指定した事項に違反した見積り

(契約の相手方の決定)

第10条 開札後、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって見積りした者の参加資格要件の審査を行う。最低の価格で見積りした場合であっても、参加資格要件を満たしていないければ見積りは無効とし、次順位の見積者を順次審査し資格があると認めた場合は契約の相手方として決定する。

- 2 前項の規定にかかわらず、決定から契約を締結するまでの間に、第4条に規定する参加資格要件を満たさなくなった場合又はオープンカウンター方式に関する条件に違反していることが判明した場合は、決定を取り消す場合がある。
- 3 契約の相手方となるべき同価格の見積りを行ったものが2者以上あるときは、くじ引きで契約の相手方を決定する。くじ引きの日程は電話等で速やかに通知し、参加することができない場合には、当該契約事務に関係のない本市職員が代理抽選を行う。

(結果の公表)

第11条 オープンカウンター方式の結果については、契約の相手方の決定後速やかに資産活用課窓口及び市ホームページに掲載するものとする。

この要領は2023年（令和5年）4月1日から施行する。